## 5-1 課税状況

#### (1) 課税状況

	1) 課税状況 <u></u> 区						分			7	相	続	人	の		数	Т	金				額	
																J							千円
取	得		財		産		価		額					:	22,	230			1	, 83	60, 6	48, 4	69
相	続 時 精	· 算	課	税 i	適 用	財	産	価	額							559				2	6, 0	66, 3	06
債	務			控		除	<u></u>		額						12,	315				18	5, 6	28, 5	20
暦	年 課	税	分	贈	与 丿	材	産	価	額						2,	323					9, 7	94, 2	83
課		税	ı		価				格	実				:	22,	297			1	, 68	80, 8	80, 5	38
		1	草	Н	1		税		額						22,	008				26	9, 2	28, 4	01
相	続 税 🥫	額:	2	割	力	]	算		額						2,	330					3, 8	47, 2	91
					Ē	ŀ				実					22,	008				27	'3, 0	75, 6	91
		Ā	季 年	課	税	分	贈	与	税							891					6	50, 5	81
		P	i2		仴	3 N			者						3,	720				6	55, 1	54, 7	43
		Ī	ŧ	向	ţ	,	年		者							264						84, 5	63
税	額控	除隊	章		售	Ē			者							401					4	31, 0	00
		ħ	目	B	Ż		相		続							964					2, 4	93, 2	74
		3	4	Ξ		:	税		額							-							-
					Ē	ŀ				実					5,	897				6	8, 8	14, 1	61
差		引			税				額	実					19,	290				20	4, 2	61, 5	30
相	続時精算	算言	果税	分鵙	争与	税	額控	と 除	額							207					2, 7	78, 6	86
小									計						19,	251				20	1, 4	82, 8	45
農	地	等	納	移	Ź	猶	子	÷	額							580				1	0, 0	32, 1	16
株	式(	等	納	移	Ź	猶	子	÷	額							20					8	67, 7	10
Ļ	# 0+ 1¥ ;		内	fs.	t		税		額	実					19,	072				19	0, 8	63, 9	04
I <sup>#</sup>	告納税		퓦	<b>作</b>	ţ	:	税		額	実						88					2	80, 7	85
災	害減免	ė i	去に	こよ	る	免	除	税	額							-							-
遺	産に	係	る	基	一礎	1	控	 除	額						7,	899				63	4, 8	30, 0	00

調査対象等: 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成22年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
  - 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

### (2) 課税状況の累年比較

年	分	1 1 1 1 1 1 1	果税価格		相続税額	税額控除	斜	内付税額		被相続人の数
+	90	相続人の数	金 額		1日 形化1元 省县	机钒红的	相続人の数	金	額	「放作日前にノくり)が、
		人		千円	千円	千円	人		千円	人
平成1	17年分	22, 162	1,660,6	76, 870	270, 189, 151	79, 559, 258	18, 755	178,	469, 232	7, 609
平成1	18年分	22, 159	1, 692, 0	90, 869	283, 095, 876	78, 713, 073	18, 881	193,	220, 456	7, 615
平成1	19年分	22, 499	1, 765, 4	87, 251	304, 205, 618	86, 592, 704	19, 272	201,	991, 205	7, 864
平成2	20 年 分	22, 853	1, 696, 9	99, 533	266, 318, 455	68, 475, 236	19, 521	186,	230, 773	8, 065
平成2	21 年 分	22, 297	1, 680, 8	80, 538	273, 075, 691	68, 814, 161	19, 072	190,	863, 904	7, 899

(3) 税務署別課税状況

(3)	税務署	別記	果税状況						
税	務 署	名		税価格			付	税額	被相続人
ואו	100 10	^H	相続人の数	金	額	相続人の数		金額	の数
١,		\-L-	人		千円	人		千円	人
<u>大</u> 彦		津	300		019, 550	256		1,064,620	110
<u>廖</u>		根	107		727, 395	92		431, 589	34
長	5 II	浜	92		468, 227	78		515, 926	30
<u>近</u> 草	江 八	幡 津	124		221, 867	104		558, 074	44
			293 67		527, 874 610, 475	230		1, 275, 665 216, 235	101 22
<u>水</u> 今		津	38		225, 362	30		116, 246	15
滋	賀 県	計	1, 021		800, 750	850		4, 178, 355	356
744	兵 水	П	1, 021	00,	000, 700	000		4, 170, 000	000
上		京	389	24.	466, 469	344		2, 596, 353	128
左		京	304		256, 540	253		2, 753, 067	118
中		京	164	16,	172, 286	147		2, 617, 498	63
東		山	232	16,	686, 409	195		1, 833, 866	76
下		京	274	24,	099, 384	224		2, 642, 874	99
右		京	548		578, 495	467		4, 311, 755	196
伏		見	320		639, 635	262		3, 529, 845	113
福	知	山	60		378, 388	50		204, 917	24
舞		鶴	74		972, 930	66		206, 913	25
宇		祁	471		980, 424	406		1, 962, 966	161
宮田		計	25		453, 198	20		38, 055	10
園		部:	74		562, 061	58		267, 410	29
峰	±17 17	二	21		305, 242	16		54, 268	1 050
京	都 府	計	2, 956	ZZ1,	551, 461	2, 508		23, 019, 787	1, 050
大	阪 福	島	107	6	159, 710	97		686, 607	35
	西西	四	60		681, 228	49		604, 388	26
	港		93		094, 838	81		492, 645	32
天	王	寺	132		247, 031	109		769, 046	45
浪		速	61		500, 600	54		450, 380	22
西	淀	<u> </u>	68		486, 926	58		291, 864	23
東		成	112		249, 459	100		1, 344, 435	36
生		野	97	7,	210, 611	91		797, 773	32
	旭		208		194, 309	193		2, 321, 970	73
城		東	196		394, 140	163		2, 140, 011	73
阿	倍	野	230		232, 636	199		1, 629, 132	79
住	<i>D</i> :	- 마	223		332, 187	195		2, 383, 415	81
東	住	小叶	463		366, 786	403		2, 985, 862	155
西声	بارن	成	94		600, 306	82		507, 831	34
東	<u>淀</u> 北	Ш	317 67		373, 941 878, 776	281 58		3, 732, 315 430, 201	101 22
大	1년	淀	60		571, 568	50		202, 580	21
	東	1XE	75		405, 677	68		1, 164, 020	29
	<u></u> 南		71		954, 162	61		1, 392, 552	26
			985		387, 353	879		5, 890, 229	320
岸	—— <u>//</u> —和	田	260		548, 166	217		1, 416, 640	91
豊		能	1,007		909, 153	867		16, 655, 863	357
吹		田	548	78,	001, 488	490		22, 893, 519	189
泉	大	津	243		439, 844	203		1, 475, 899	87
枚		方	816		488, 777	700		6, 239, 193	285
茨		木	822		152, 919	708		5, 513, 666	290
八白	11.	尾	569		558, 613	487		3, 175, 433	202
泉	佐	野	215		551, 399	174		538, 199	79
富明	田	林真	651		429, 209	535		4, 906, 106	237
門車	大	<u>具</u> 阪	414		436, 414	351		4, 293, 461	145
東 <b>大</b>	 阪 府	計	707 9, <b>97</b> 1		815, 491 <b>653</b> , <b>717</b>	612 <b>8, 615</b>		5, 456, 995 102, 782, 230	241 <b>3, 468</b>
<u> </u>		ĒΪ	9, 971	791,	000, /1/	0, 010		102, 702, 230	3, 400
	灘		167	13	521, 593	152		1, 682, 939	58
兵	IAL	庫	349		311, 573	294		1, 653, 760	132
長		田	68		839, 454	63		429, 832	30
								, _	

#### (3) 税務署別課税状況

(3)	祝務者別:		税価格	納	被相続人		
税	務署名	相続人の数	金額	相続人の数	付 税 額   金 額	放性統人の数	
			<ul><li>並 額</li><li>千円</li></ul>		·	の数	
石	麻疹	人 264	1 1 4	人 224	千円	人	
<u>須</u> 神		198	18, 470, 604	175	1, 735, 152	106	
姫		677	16, 692, 084 42, 782, 154	564	2, 254, 556	239	
<u>鬼</u> 尼			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2, 823, 271		
<u>ル</u> 明		420 438	35, 312, 759 25, 857, 588	362 363	3, 626, 630 2, 026, 131	161 149	
西西		1, 134	86, 967, 014	978	10, 428, 592	388	
洲	本	138	6, 857, 866	122	482, 644	40	
芦芦			64, 816, 801	509	10, 213, 642	210	
<u>/</u> 伊			32, 045, 672	327	3, 878, 381	141	
相	生	85	5, 042, 816	77	310, 011	30	
豊		99	6, 749, 765	89	586, 829	39	
加	古川	295	16, 666, 062	237	970, 920	105	
龍	野	170	12, 103, 109	139	1, 164, 687	62	
西西	脇		3, 135, 296	41	135, 251	19	
Ξ	木		3, 639, 438	46	335, 051	22	
	社	75	5, 179, 436	61	448, 102	31	
和	田山	36	2, 683, 965	33	278, 059	16	
柏	原	85	5, 374, 647	70	419, 036	28	
兵	庫県計	5, 770	428, 049, 696	4, 926	45, 883, 476	2, 071	
奈	良	1,000	79, 312, 953	854	8, 496, 192	351	
<u>奈</u> 葛 桜	城		27, 615, 336	350	1, 931, 632	161	
桜	井		8, 942, 051	117	502, 406	57	
古	野		3, 437, 738	42	183, 842	20	
奈	良県計	1, 622	119, 308, 078	1, 363	11, 114, 072	589	
和	歌山	487	30, 758, 176	408	2, 068, 071	181	
海	南	76	4, 701, 790	63	335, 063	33	
御	坊	58	3, 800, 855	53	246, 915	24	
田	辺	115	7, 565, 873	99	598, 338	46	
新	宮	31	2, 279, 843	26	148, 836	11	
粉湯	 河 浅	148 42	8, 252, 603	125 36	422, 782	52 18	
	歌山県計	957	2, 157, 696 <b>59</b> , <b>516</b> , <b>836</b>	810	65, 979 <b>3, 885, 984</b>	365	
仆	<b>水山</b>	907	09, 010, 830	010	ა, იით, 984	300	
総	計	22, 297	1, 680, 880, 538	19, 072	190, 863, 904	7, 899	
小小	Ē I	22, 231	1, 000, 000, 330	19,072	130, 000, 304	1,099	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

#### (4) 申告及び処理の状況

区 分			課	税	価格		納	付	税額	<del>-</del> γην-	日体1の粉
Ŀ	· 分	相	続人の数		金 額		目続人の数		金 額	(放)	相続人の数
	申告額		人 22, 315		千円 1,680,456,914		人 19, 095		千円 190, 599, 377		人 7,899
	修正申告額による増差額		378		2, 255, 347		596		958, 236		285
本年分	更正による増差額		_		-		_		-		-
本中方	更正等による減差額		208	Δ	1, 831, 723		308	Δ	693, 708		152
	決 定 額		-		-		_		-		_
	計	実	22, 297		1, 680, 880, 538	実	19, 072		190, 863, 904	実	7, 899
	申 告 額		386		19, 979, 154		383		2, 220, 256		211
	修正申告額による増差額		4, 071		67, 182, 133		5, 654		13, 898, 144		2, 258
過年分	更正による増差額		15		496, 556		26		312, 877		19
過十万	更正等による減差額		973	Δ	14, 352, 941		1, 191	Δ	4, 039, 736		542
	決 定 額		3		473, 210		3		98, 388		3
	計	実	5, 311		73, 778, 112	実	7, 034		12, 489, 928	実	2, 645
	申 告 額		22, 701		1, 700, 436, 068		19, 478		192, 819, 633		8, 110
	修正申告額による増差額		4, 449		69, 437, 480		6, 250		14, 856, 380		2, 543
合 計	更正による増差額		15		496, 556		26		312, 877		19
	更正等による減差額		1, 181		16, 184, 664		1, 499		4, 733, 444		694
	決 定 額		3		473, 210		3		98, 388		3
	計		27, 608		1, 754, 658, 650	実	26, 106		203, 353, 833	実	10, 544

調査対象等: 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産 を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成22年10月 31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
  - 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

#### (5) 加算税の状況

15.		$\wedge$	過少申告	5加算税		無申告	加算税		重 加	算 税	
区		分	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額		相続人の数	金	額
			人	Ŧ	-円	人		千円	人		千円
本	年	分	41	6, 26	52	102		15, 704	_		-
過	年	分	4, 331	1, 136, 54	18	369	1	53, 221	355	,	792, 885
合		計	4, 372	1, 142, 81	0	471	1	68, 924	355	-	792, 885

# 5-2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の表		4	<u> </u>	計			7, 899	1, 68	30, 45	6, 914	26, 018, 490	9, 765, 880	) 1	190, 59	99, 377	23, 988
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 適用財産価額贈 財産価額		100		,			2	4	19, 76	3, 346	-	21, 369		20, 58	89, 846	8
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 調 月 財 産 価 額 増 与 財 産 価 額 中 財 産 価 額 申 財 産 価 額		70		,	"		1		9, 31	8, 113	7, 115, 331	-	-	1, 66	65, 245	6
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数		50		,	IJ		-			-	-	-	-		-	-
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数		30		,	IJ		6	4	21, 16	7, 335	1, 446, 732	47, 438	3	6, 87	77, 399	22
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 適用財産価額 贈与財産価額 1 億 円 以下 1,831 154,056,001 3,292,305 527,219 2,111,339 4,170 1 億 円 超 3,671 513,009,945 5,627,385 3,285,847 21,755,521 11,421 2 " 1,186 286,899,236 2,450,388 1,817,366 24,213,864 4,054 3 " 758 284,231,104 1,810,389 1,460,294 37,571,143 2,680 5 " 224 130,565,225 1,314,961 758,756 22,109,035 804 7 " 140 114,934,458 600,859 954,373 23,004,317 518		20		J	IJ		8	4	20, 08	7, 920	1, 478, 272	133, 64	:	6, 01	13, 774	25
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の参 適用財産価額 贈与財産価額 日 千円 千円 千円 千円 千円 1 億 円 以 下 1,831 154,056,001 3,292,305 527,219 2,111,339 4,170 1 億 円 超 3,671 513,009,945 5,627,385 3,285,847 21,755,521 11,421 2 〃 1,186 286,899,236 2,450,388 1,817,366 24,213,864 4,054 3 〃 758 284,231,104 1,810,389 1,460,294 37,571,143 2,680 5 〃 224 130,565,225 1,314,961 758,756 22,109,035 804		10		,	"		72	Ć	96, 42	4, 231	881, 870	759, 574	:	24, 68	37, 894	280
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数		7		,	IJ.		140	11	4, 93	4, 458	600, 859	954, 373		23, 00	04, 317	518
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数		5		,	IJ		224	13	30, 56	5, 225	1, 314, 961	758, 756	5	22, 10	9, 035	804
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数		3		,	IJ		758	28	34, 23	1, 104	1, 810, 389	1, 460, 294	:	37, 57	71, 143	2, 680
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 適用財産価額 贈 与財産価額 1 億 円 以 下 1,831 154,056,001 3,292,305 527,219 2,111,339 4,170		2		,	IJ		1, 186	28	36, 89	9, 236	2, 450, 388	1, 817, 366	5	24, 21	13, 864	4, 054
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 適 用 財 産 価 額 贈 与 財 産 価 額		1	億	F	9	超	3, 671	5	3, 00	9, 945	5, 627, 385	3, 285, 84	,	21, 75	55, 521	11, 421
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数 適 用 財 産 価 額 贈 与 財 産 価 額		1	億	円	以	下	1,831	15	54, 05	6, 001	3, 292, 305	527, 219	)	2, 11	1, 339	4, 170
課 税 価 格 階 級 被相続人の数 課 税 価 格 相続時精算課税 暦 年 課 税 分 納 付 税 額 法定相続人の数						$\dashv$	人			千円					千円	人
	課	税	価を	各	階	級	被相続人の数	課税	. fi	<b>斯格</b>	左 の 相続時精算課税	う ち 暦 年 課 税 :	分納	付	税額	法定相続人の数

調査対象等: 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者 (同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。) について、平成22年10月31日までに提 出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課			V IX TO NOCO			法	定相級	15 人 員	別被材	泪 続 人	数			
階		価格級	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円以下	38	346	694	576	177	-	-	-	-	-	-	_
1	億	円 超	16	286	774	1, 398	819	257	70	23	12	9	5	2
2		"	2	48	219	441	302	95	44	12	7	9	5	2
3		"	3	27	132	254	201	81	34	10	9	1	4	2
5		"	_	8	33	84	58	27	8	2	1	_	_	3
7		"	-	5	20	41	44	20	5	1	2	_	1	1
10		"	-	3	8	17	26	12	1	2	1	2	-	-
20		"	-	-	2	4	1	1	-	-	-	_	-	-
30		"	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-
50		"	-	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-
70		"	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
100		"	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	合	計	59	723	1, 882	2, 818	1, 632	494	163	50	32	21	15	10

平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合の除く。)について、平成22年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。 調査対象等:

## 5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

校相続人の数及の取財		被	相続	人 の 数	取得月	対 産 価 額
田	(耕作権及び永小作権を含む。)			人 1,958		千円 94, 920, 835
畑	(耕作権及び永小作権を含む。)	÷		1, 556		40, 749, 087
土	地(借地権を含む。)	•		7, 321		578, 569, 669
Ш	林	-		1, 469		7, 465, 231
地 そ	の 他 の 土 地	•		1, 570		51, 986, 866
	計	実		7, 418		773, 691, 688
家屋	、構築物			7, 069		101, 321, 620
事機板業	戒器具、農耕具、じゅう器、備品			1, 027		2, 298, 017
	品、製品、半製品、原材料、農産物等			200		1, 101, 638
農業売	掛金			273		1, 353, 926
用 そ 財 産	の 他 の 財 産			531		3, 486, 698
産	計	実		1, 401		8, 240, 278
特分	定同族会社の株式及び出資			1, 597		91, 417, 456
有同	上以外の株式及び出資			5, 229		99, 891, 524
有価証券	債 及 び 社 債			1, 855		39, 026, 638
券投	資 · 貸 付 信 託 受 益 証 券			3, 130		71, 962, 444
	計	実		6, 351		302, 298, 062
現金、	、預貯金等			7, 827		444, 082, 540
家庭	用 財 産			5, 249		2, 570, 194
生	命 保 険 金 等			2, 149		68, 281, 404
その退	職金及び功労金等			618		25, 111, 111
他の立	木			298		466, 809
財産	の他			6, 632		106, 869, 993
	計	実		6, 916		200, 729, 317
合	計	実		7, 868		1, 832, 933, 699
	算課税適用財産価額			399		26, 018, 490
債	務	,		6, 878		168, 870, 301
葬	式 費 用			7, 632		19, 390, 854
	計	実		7, 800		188, 261, 155
差引	純 資 産 価 額	実		7, 874		1, 670, 691, 034
加算贈与財産価	五額 / 暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	,		1, 308		9, 765, 880
課	税           格	実		7, 899		1, 680, 456, 914

調査対象等: 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を 取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成 22年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。